

自家発電 Q & A 16

自家発電設備の燃料に関する規制等について

7月号でも自家発電設備の燃料の貯蔵、取扱い等に関する消防法の規制内容について、6月号に引き続き紹介します。

Q 1 自家発電設備の燃料として使用される石油類を指定数量以上貯蔵・取扱う場合、市町村長等の許可が必要とされていますが、この許可を受けるための申請手続きについて、教えてください。

A 1 指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うには、次に掲げる許可申請の手続きが必要になります。

① 設置（変更）許可申請の手続き

設置許可申請は、設置工事を行う前に設置しようとする危険物施設（指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。）の計画について、必要書類を添えて市町村長等の許可を受けるために行う申請で、書類審査を受けることが義務づけられています。

この審査は、危険物施設の位置、構造及び設備が技術基準に適合していること、危険物の貯蔵・取扱いが公共の安全の維持や災害の発生防止に支障をおよぼすおそれがないことを確認するためのものです、

なお、既に設置された危険物施設の位置、構造及び設備を変更する場合も同様に許可が必要となります。

② 完成検査申請の手続き

完成検査とは、設置（変更）許可を受けた危険物施設の設置（変更）工事の完了後、その施設が使用される前に市町村長等が行う検査のことで、この検査を受けるための申請が完成検査申請です。

検査は、危険物施設の位置、構造及び設備について、設置（変更）許可申請時の

計画どおり設置されているかを確認するために行われます。

なお、液体の危険物を貯蔵・取扱うタンク（容量が指定数量以上のもの）を設置（変更）する場合は、完成検査を受ける前の工事の工程ごとに完成検査前検査を受けることが義務づけられています。

危険物施設に関する許可申請から使用開始までの手続きの概略を図1に示します。

Q 2 危険物の貯蔵・取扱いでは、危険物が指定数量以上になると、手続き面においても厳しい規制（市町村長等の許可）をクリアしなければならないことが、図1から良く分かります。

一方、危険物が指定数量未満の場合は、市町村長等の許可は必要なく、届出を行うだけで良いですね。

A 2 手続き上はそのとおりです。

指定数量未満の場合は、少量危険物としての扱いを受けますので届出が必要となります。ただし、指定数量の1/5未満のものは、その対象外とされています。

ここで留意しておかなければならないことは、手続きとは別に、危険物の貯蔵・取扱い

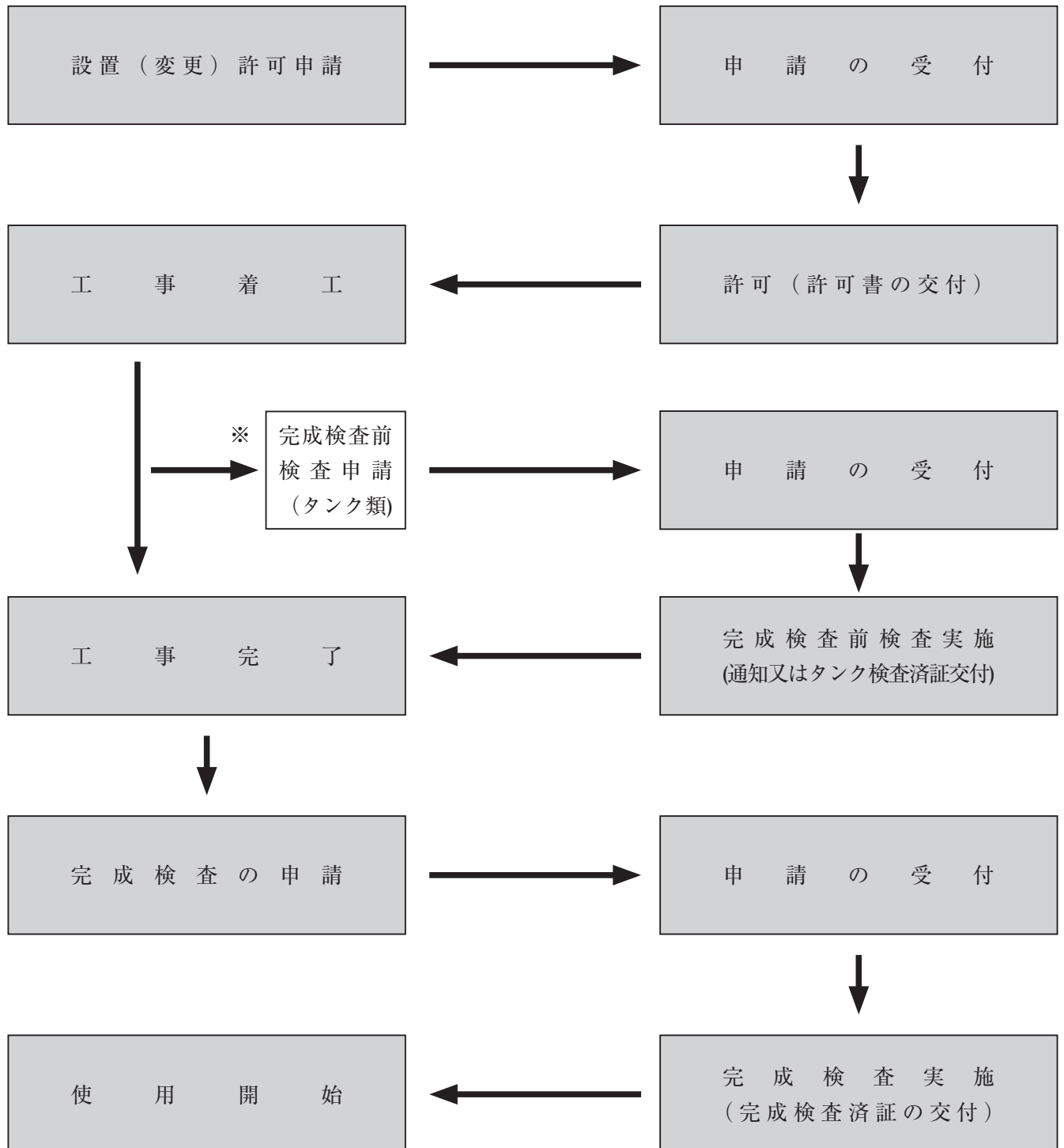
には法令等による基準があり、この基準に基づき貯蔵・取扱うことが義務づけられていることです。

指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う場合

は、「危険物の規制に関する政令」で定める基準等により、また、指定数量未満の場合は、少量危険物に関する市町村条例の基準等により、それぞれ貯蔵・取扱うことになります。

設置（変更）しようとする者

市町村長等（許可行政庁）



※液体の危険物を貯蔵・取扱うタンク（容量が指定数量以上のもの）を設置又は変更する場合、完成検査を受ける前の工事の工程ごとに、完成検査前検査を受けることが義務づけられている。

図1 許可申請から使用開始までの手続き